

平成 25 年度効率的な下水道事業実施
のための計画策定業務委託

プロポーザル実施説明書

平成 25 年 6 月

那覇市上下水道局下水道課

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本市の下水道事業は、昭和 41 年 6 月に琉球政府の事業認可を受け、昭和 47 年の本土復帰以降は、沖縄県中部流域下水道那覇処理区の流域関連公共下水道事業として鋭意整備を行い、公衆衛生の向上や生活環境の改善、公共用水域の水質保全に貢献してきた。また、平成 24 年度末の汚水面整備率は、88.7%、雨水面整備率は、47.4%（直接流出を含まない。）となっており、鋭意事業を推進しているところである。

一方で、将来的な課題としては、「少子高齢化に伴う人口減少」「施設の老朽化（改築・更新）」「地震対策」「浸水対策」等を有しており、平成 24 年度には沖縄県において「沖縄県中部流域下水道全体計画及び事業計画」の見直し策定が行われている。

本業務は、今後の少子高齢化等の社会情勢の動向や環境要件への対応が迫られる中で、限られた財源において住民サービスを低下させることなく、継続的な下水道事業促進と効率的、経済的な下水道事業実施のために現状を再整理すると同時に、種々の計画策定及び見直しを行うものである。

(2) 業務内容

本業務の公募範囲は、以下に示すとおりである。また、詳細は別紙仕様書のとおりとする。

(公募範囲)

全体計画	:	一式	3,936.7ha
雨水排水計画	:	一式	121.2ha
流出解析シミュレーション	:	一式	121.2ha
雨水対策施設計画	:	一式	
総合雨水対策行動計画	:	一式	3,936.7ha

(3) 業務委託期間

履行期間 契約日 ~ 平成 26 年 2 月 28 日

2. プロポーザルの概要

(1) 名 称

平成 25 年度効率的な下水道事業実施のための計画策定
業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 方 法

簡易公募型プロポーザル

(3) 主 催 者

那覇市（以下、「本市」という。）

(4) 事 務 局

那覇市上下水道局下水道課（以下、「事務局」という。）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 098-941-7808 FAX : 098-941-7828

E-mail : gesui@water.naha.okinawa.jp

那覇市ホームページ : <http://www.city.naha.okinawa.jp/>

那覇市上下水道局ホームページ : <http://www.water.naha.okinawa.jp/>

(5) 本プロポーザルに係る日程等

項 目	日 時
募集説明書の公開	平成 25 年 6 月 25 日
参加表明書提出期限	平成 25 年 7 月 5 日午後 5 時まで
参加表明書受領通知	平成 25 年 7 月 8 日
質疑書提出期限	平成 25 年 7 月 9 日午後 5 時まで
質疑回答	平成 25 年 7 月 12 日
プロポーザル提案書類（1～12）提出期限	平成 25 年 7 月 25 日午後 5 時まで
プロポーザル一次審査結果通知	平成 25 年 8 月 1 日（予定）
プロポーザル二次審査ヒアリング	平成 25 年 8 月 9 日 台風等異常気象時の際は、変更する場合があります、 別途連絡します。
プロポーザル二次審査結果通知	平成 25 年 8 月 14 日（予定）

(6) その他

提出書類の作成及び審査ヒアリング参加に要した費用は、提出者の負担とする。

3. 最優先候補者特定の流れ

応募者は、平成 25 年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託プロポーザル実施説明書（以下、「実施説明書」という。）に基づき、参加の意思を表明し、応募資格を得るものとする。

提出された提出書類に基づき、一次審査（書類審査）を行う。

一次審査で選定された者（以下、「二次審査対象者」という。）を対象にヒアリング形式による二次審査を実施し、これより最も優れた提案を行った者（以下、「最優先候補者」という。）を特定する。

4. 応募者に必要な資格に関する事項等

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件のとおりとする。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

参加表明の日から最優先候補者特定の日までの間、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

申込みをしようとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員又はこれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

那覇市内に本社、支社又は営業所がある者

那覇市の市税を滞納していないこと。

那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規定に基づく委託業者登録名簿に登録のある者

5. 応募者に対する制限

次の者は、本プロポーザルに応募できないものとし、また、応募者は次の者から本プロポーザルに関し、直接又は間接的に支援を受けることができないものとする。
本市職員

6. 応募の方法等

(1) 参加

応募者は、実施要領に基づき参加の意思を表明したうえで応募するものとする。
なお、応募に係る手数料は無料とする。

(2) 実施説明書の請求方法等

実施説明書及び提出様式は、ホームページ（那覇市、那覇市上下水道局）より直接ダウンロードするか、又は郵送で請求するものとする。郵送で請求する場合は、事務局へ 200 円分の切手を貼った返送用封筒(角 2 サイズ)を同封すること。また事務局で直接受取することも可能とする。

(3) 参加表明書提出

応募者は、前記 2 (5) に定める日時までに参加表明書を提出するものとする。

(4) 参加数の制限

提出する応募書類等は、1 応募者につき 1 案とする。

(5) 参加の方法

次のものに必要事項を記入し、「プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に入れて、事務局まで持参又は郵送（期限までに配達されるものに限る。）により提出するものとする。なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

イ) プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

ロ) プロポーザル参加表明書受領通知書返送用封筒

（送付先を明記のうえ 80 円切手を貼付すること。）

(6) プロポーザル参加表明書受領通知書の交付

応募者には、プロポーザル参加表明書受領通知書（様式第 2 号）を交付する。

7. 質疑応答

本プロポーザルに関する質疑は、参加表明書受領通知書の交付を受けた者が前記2(5) に定める日時までに次により行うものとする。なお、質疑に対する回答内容は、本実施説明書の追加又は修正として、実施説明書と同様に取り扱うものとする。

(1) 質疑方法

質疑書(様式第3号)により、応募者から事務局への電子メールでのみ受け付けるものとする。なお、事務局は質疑者へ受信確認の電子メールを返信するものとし、返信のなかった質疑は受け付けしたものとみなさない。この場合において、本市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

(2) 質疑に係る回答

質疑に係る回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、応募資格を有する全ての者に対し、前記2(5) に定める日までに電子メールで送信するものとする。

8. 提出書類等

応募者は、以下のとおり本プロポーザルに対する参加資格、応募者の概要、過去の実績及び提案等を記載し提出するものとする。

(1) 提案書類等の提出

提案書類等については、参加表明書受領通知書の交付を受けた者が前記2(5) に定める日時までに提出するものとする。

イ) プロポーザル提案書類提出表紙(様式第4号)

ロ) プロポーザル提案書類

2(5) に定める
提出日時まで

1. 応募者の概要(様式第5-1号)
2. 過去5年間の業務実績(様式第5-2- 号)
3. 当該地域(沖縄県及び那覇市)における業務実績(様式第5-2- 号)
4. 予定管理技術者及び業務担当者総括一覧(様式第5-3- 号)
5. 予定管理技術者の経歴(様式第5-3- 号)
6. 予定管理技術者の過去5年間の同種業務実績(様式第5-3- 号)
7. 当該地域(沖縄県及び那覇市)における業務実績(様式第5-3- 号)
8. 予定業務担当者の経歴(様式第5-3- 号)
9. 予定業務担当者の過去5年間の同種業務実績(様式第5-3- 号)
10. 事業の実施計画(任意様式)
11. 見積書(任意様式)

(2) 提出書類の作成要領

- イ) 提案書類数は各 1 部とする。ただし、印刷物とは別に電子媒体として、CD - R メディアでも提出すること。(ウィンドウズ版、ワープロソフトはワード、表計算ソフトはエクセル、画像データは JPEG とすること。)
 - ロ) 文章等は読みやすいように配慮すること。
 - ハ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)によるものとする。
- 二) 書類を提出する際は、表紙(様式第 4 号)を添付しクリップ留めとすること。
- ホ) 提案に係る書類は、様式の範囲内においてグラフ及び模式図等の貼り込みは可能とする。

(3) 提出方法

提案書類等を一括して封筒に入れ、事務局まで持参又は郵送(期限までに配達されるものに限る。)により提出するものとする。なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

(4) 再提出等

すでに提出した提案書類等の再提出、差替え及び修正は認めないものとする。

9. 事業の実績等

元請けとして受注した業務実績について、次のとおり作成のこと。

様式は、過去5年間の業務実績(様式第5-2-号)、当該地域(沖縄県及び那覇市)における業務実績(様式第5-2-号)とする。

発注者欄には、業務の発注元(自治体名等)を記入する。

事業名、事業概要欄には、実施した業務名称と業務概要を簡潔にまとめ、枠内に記入する。

完了年月日欄には、業務の完了年月日を記入する。

業務実績に関しては、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

10. 予定技術者の経歴等

配置予定の技術者について、次のとおり経歴等を作成のこと。

様式は、予定管理技術者及び業務担当者総括一覧(様式第5-3-号)、予定管理技術者の経歴(様式第5-3-号)、予定管理技術者の過去5年間の同種業務実績(様式第5-3-号)、当該地域(沖縄県及び那覇市)における業務実績(様式第5-3-号)、業務担当者の経歴(様式第5-3-号)及び業務担当者の過去5年間の同種業務実績(様式第5-3-号)とする。

(1) 配置予定の技術者の資格、経歴等

業務経歴は、報告の日から過去5年以内に完成した業務を対象とする。

管理技術者と照査技術者は、兼務することを認めない。

本業務に携わる管理技術者は、技術士(上下水道部門-下水道)、技術士(総合監理部門)または、RCCM(上下水道部門-下水道)の資格を有する者。

本業務に携わる業務担当者は、技術士(上下水道部門-下水道)、技術士補(上下水道部門)または、RCCM(上下水道部門-下水道)の資格を有する者。

本業務の同種業務とは、次に示す1)~5)のいずれかの業務である。

・同種業務

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策(超過降雨対策)計画策定業務

管理技術者及び業務担当技術者の業務実績に関しては、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

契約時において、業務担当者の変更は、病欠、退職等の特別の理由がある場合を除き、認めない。

技術者毎に経歴書(様式第5-3-号及び様式第5-3-号)を提出すること。

管理技術者及び業務担当者については、同一事務所に在籍していること。また、当該事業所に過去3ヶ月以上在籍していること。

業務担当者については、主たる担当者1名のみを審査対象とする。

11. 事業の実施計画書の作成要領

(1) 実施計画書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査・検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
本計画書において記載された事項以外の内容を含む計画書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 実施計画書の書式

記載様式は任意とするが、A3 版横 3 ページ以内とすること。
記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果及びそれら加工したものをを用いることは支障ない。

(3) 留意事項

実施計画書作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。
提出物は、一切返却しない。なお、委託業者選定後は、公文書登録原本以外はすべて、責任を持って本市で破棄する。また、委託業者選定以外の用途に使用しない。

(4) 技術提案

実施計画書は、次の内容（項目）について漏れのないよう作成すること。
特に、雨水対策に主眼をおいて提案すること。

	提案項目	記 載 内 容
1	那覇市下水道事業における課題について	本市下水道計画及び社会的要求等から、想定される問題点や現状の課題について、簡潔に説明すること。
2	業務実施方針について	現状及び課題で抽出した事項を踏まえ、業務実施方針について簡潔に説明すること。
3	技術的提案とその解説について	前項で抽出した問題点・課題の解決方法について、技術的提案を具体的に記載すること。
4	提出図書の作成について	内容のとりまとめにおいての手順及び想定する項目について、簡潔に説明すること。

12. 一次審査

8(1)により提出された提案書類等について、一次審査を実施する。審査結果は、各応募者に通知する。

(1) 一次審査評価区分

評価項目	評価基準	配点
企業の業務実績	業務実績に基づき、業務遂行技術力や地域精通度を評価する。	20
技術者の能力	予定管理技術者の資格・業務実績及び地域精通度を評価する。 予定業務担当者の資格・業務実績を評価する。	30
合 計		50

一次審査により、上位5者を選定する。

13. 二次審査

一次審査による選定者を対象にヒアリングを行うものとする。ヒアリングは前記2(5)に定める日時に次のとおり実施するものとし、場所や時間等詳細事項は後日通知する。

(1) 実施方法

- イ) 他の応募者のヒアリングを傍聴(会場への入室)することは認めない。
- ロ) 担当者(説明者等)は、4名までの入室を認める。
- ハ) ヒアリングの説明は、原則として予定管理技術者が行うものとする。但し、やむを得ない場合は、予定業務担当者が行うことができる。
- ニ) ヒアリングの内容は、提案書類等を補足する説明及び本市からの質疑並びにこれに対する応答とする。
- ホ) 提出した提案書類に基づき説明すること。なお、提案書類等をプロジェクター、パネルで拡大することは可とする。また、会場に用意したホワイトボードを使用し、説明に図解を加えることは認めるが、説明資料を追加提出することは認めない。

(2) 二次審査評価区分

評価項目	評価基準	配点
実施計画書の評価	本市の現状・特性を考慮し、的確かつ現実的な提案がなされているかを評価する。	20
ヒアリング	専門技術力、取組み姿勢、コミュニケーション力について評価する。	25
見積金額(税込)		5
合 計		50

二次審査により、最優先候補者と次点者の2者を決定する。

14. 審査の方法及び審査結果の公表

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、那覇市上下水道局下水道課公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を実施する。

(2) 評価項目

評価項目は、前記12(1)一次審査評価区分と(2)二次審査評価区分のとおりとする。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、最優先候補者と次点者の2者を那覇市上下水道局ホームページにて公表するものとする。

15. 最優先候補者の取り扱い

イ)本市は、本業務の委託を予定するものとし、本業務の範囲は、別紙仕様書に定めるとおりとする。なお、委託業務の内容は、プロポーザルの内容に限定されることなく、協議により変更することができるものとする。

ロ)最優先候補者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者となった場合、又は本市から指名停止措置を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。この場合は、次点者と本業務の契約の交渉を行うこととする。

ハ)本業務の実施にあたる管理技術者は、プロポーザル審査書類に記載された者とし、変更することはできない。配置できない場合は、その者とは契約の締結を行わない。この場合は、次点者と本業務の契約の交渉を行うこととする。

ニ)本業務の実施にあたる業務担当者は、原則、プロポーザル審査書類に記載された者とする。但し、やむを得ず変更する場合は、プロポーザル審査書類に記載されたものと同様以上とする。

ホ)本業務の委託料の上限は、19,950,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)とする。

へ) 委託料は、那覇市上下水道局業務委託契約約款(土木設計等)第32条(業務委託料の支払い)に基づき、業務完了後の支払いとする。

ト) 本市は、本業務委託の契約締結後においても失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは契約を解除できるものとする。

チ) 最優先候補者は、発注者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

16. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次審査及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

提出書類に不備がある場合

提出期間経過後に書類の提出があった場合

提出書類等に虚偽の記載があった場合

実施説明書に違反した場合

公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合

17. 著作権及び提出書類の取り扱い

プロポーザル提案書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとする。

18. その他

この説明書に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が別に定める。

19. 添付書類等

(1) 添付様式

イ)	様式第 1 号	プロポーザル参加表明書
ロ)	様式第 2 号	プロポーザル参加表明書受領通知書
ハ)	様式第 3 号	質疑書
ニ)	様式第 4 号	プロポーザル提案書類提出表紙
ホ)	様式第 5 号	プロポーザル提案書類
	様式第 5-1 号	応募者の概要
	様式第 5-2- 号	過去 5 年間の業務実績
	様式第 5-2- 号	当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
	様式第 5-3- 号	予定管理技術者及び業務担当者総括一覧
	様式第 5-3- 号	予定管理技術者の経歴
	様式第 5-3- 号	予定管理技術者の過去 5 年間の同種業務実績
	様式第 5-3- 号	当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
	様式第 5-3- 号	予定業務担当者の経歴
	様式第 5-3- 号	予定業務担当者の過去 5 年間の同種業務実績